

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成30年2月6日（火）

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について

議案第3号 白井市教育相談事業の実施に関する要綱及び白井市教育相談員設置要綱の制定について

議案第4号 白井市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正並びに白井市適応指導教室指導員設置要綱の制定について

議案第5号 白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正の承認について

議案第6号 白井市子どもワンパク大会事業補助金交付要綱の廃止について

議案第7号 平成29年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について

議案第8号 平成30年度教育費当初予算に係る意見聴取について

議案第9号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて

議案第10号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について

議案第11号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

議案第12号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 報告事項

報告第1号 専決処分について

報告第2号 白井市教育支援委員会の結果及び就学について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 川上 清美

文化課長 山本 敏伸

書記 中村 秀樹

書記 品川 太郎

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成30年第2回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は、石亀委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認につきましては、申しわけございませんけれども、現在作成中でございますので、次回に承認をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員の皆様方から、よろしくお願いいたします。

○川嶋委員 私は、1月18日に白井中学校の立春式典に出席しました。白井中学校では、2年生65名ということで、今回のテーマは「成長」ということで発表がありました。白井中学校では昭和39年から行われ、今年で54回目の立春式ということで、大変すばらしい伝統の行事だなというふうに思っています。

小泉校長先生から生徒に向けて、多様なことを考える力が必要だということを、常総市の水害の事例を用いてお話されておりました。また、関連事業である職業体験の発表では、パワーポイントを活

用したり、職場の制服を実際着用して見せたりと工夫の見られるわかりやすい発表ができていました。社会でさまざまな体験をしてきたのだなということが伝わってまいりました。

第2部なのですけれども、双子デュオの講演会と歌が披露され、生演奏の迫力に最初は圧倒されていたようですが、次第に引き込まれて、最後は生徒も舞台上でアーティストと共演するという子供たちの心に残るようなすてきな立春式でした。

1月15日と29日に、中木戸公園競技場広場放課後子供教室へコーディネーターとして行ってまいりました。29日の子供教室では、残雪がありまして、子供たちの反応が楽しみで待っていたのですが、一部ぬかるんでいる場所もあり、遊び場や遊びのサッカーゴールは出さないなど、ちょっと制限をかけたものもありましたけれども、やはり子供たちは真っ先に雪に向かって走って行って、小さな雪だるまをつくったり、雪合戦をしたりと、とても楽しく、冬ならではの遊びをしておりました。

次年度に向けての話し合いも今月行われますので、より良い事業となるよう、いい意見交換の場になるといいなというふうに思います。

報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは次、5、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

私は、まず1月19日、先ほど川嶋委員と同じなのですがすけれども、七次台中学校の立春式のほうに出席させていただきました。同じように、2年生を対象に行っておりますけれども、なりたい大人ということで、今、市内のこの立春式で多くの学校がやられているようですけれども、色紙に漢字1文字で自分の将来の夢や目標を書くと、それで将来のこういう大人になりたいという決意を表明していましたけれども、みんなしっかりして大変すばらしいなというふうに思いました。

また、その中で職業体験の発表もございましたけれども、パワーポイントを使った自作の子供たちがつくった非常に高度なというか、子供たちはやっぱりすごいなというふうに思いましたけれども、特に生涯学習課での職業体験で、大事な力ということ、奉仕する力とか、コミュニケーションの力とか、あの体験からすばらしいことを学んでいただいていたので、とてもよかったなというふうに思っています。

それから次ですけれども、1月17日土曜日に三つの行事がありまして、一つは、ライオンズクラブ、シニアライオンズクラブ、あすなるライオンズクラブという三つのライオンズクラブが行っていた「たこあげまつり」に出席いたしました。風は強かったのですがすけれども、たこ揚げにはとてもいい環境で、子供たちが正月というイメージで、たこを揚げていたのが印象的でした。

その後に、文化財防火デーということで、平塚の鳥見神社本殿において防火訓練を行いました。消防にも来ていただいて、実際の放水等を行っていただきまして、文化財を守っていかうという行事に

なっております。

また、その後に、教育委員会主催事業のオカリナ演奏会が大ホールで行われまして、七、八人ぐらいのオカリナの演奏者の方による、ソプラノからバスまでであるという、小さいオカリナから大きなオカリナまで、ああいう合奏というのは私も初めて聞きましたけれども、親子でということで、とてもほんわりとした温かい感じのコンサートでございました。

それから2月22日に、皆様方も所属している印旛地区教育委員会連絡協議会、印教連の教育功労者表彰式というのがございまして、印協連が教職員を対象にして貢献があった方々を表彰するという式でございますけれども、白井からは、今年度退職される4名の校長さんたち、第一小学校の池田校長、それから清水口小学校の中野校長、七次台小学校の伊藤校長、桜台小学校の渡辺校長、この4名の方が受賞をされておりました。

最後に、2月4日、先日ですけれども、これも教育委員会主催事業として、高嶋ちさ子12人のヴァイオリニストというコンサートを鑑賞させていただきました。4,000円というチケットだったのですけれども、やっぱりテレビによく出ている有名な方ということで、席は2階までほぼ満席ということで、多少金額がかかっても、やっぱりいいものは見に来るのだなというのはつくづく感じたところでございます。

やっぱりテレビに出て、毒舌という形で売っている方ですけれども、やっぱり演奏はすばらしくて、また12人のヴァイオリニスト、全員女性でしたけれども、トークも入れて、いい会でございましたので、よかったなというふうに感じております。

以上が私の報告でございます。

それでは、委員報告、教育長報告につきまして、何かご質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、次に進ませていただきます。

続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案の第11号「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」、それから議案第12号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」、報告2号「白井市教育支援委員会の結果及び就学について」及び報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」、これにつきましては個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、今申し上げました議案第11号、12号、報告第2号、第3号については非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。

それでは、6の議決事項、7の報告事項に係る議事の進行について、よろしく申し上げます。

○川嶋委員 ただいま、教育長より指名されました川嶋でございます。

これより、6、議決事項、7、報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 「白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 6、議決事項。最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 最初に訂正一つあります。済みません。2ページ目の下から3行目のところ、附則の上なのですけれども、昭和32年規則第5号になっています。これ、昭和32年条例第5号になります。括弧書きの昭和32年条例第5号になります。下から3行目です。

それでは、議案第1号「白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。提案の理由として、本案は、白井市社会教育指導員について、実施する業務内容及び現行の報酬等に見合うよう勤務時間の見直し等を行うため、規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則、白井市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正するものです。

第6条中「24時間以上32時間以内」を「18時間以上21時間以内」に改めるものです。

第9条中「白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する規則」を「白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」に改めるものでございます。

附則としまして、この規則は、平成30年4月1日から施行するものです。

次ページには、議案第1号の資料として、白井市社会教育指導員の設置等に関する規則新旧対照表でございます。あわせてご覧ください。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ご意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

○議案第2号 「白井市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号「白井市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第2号「白井市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、教職員住宅の用途を廃止することに伴いまして規則を廃止するため、提案するものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市教職員住宅管理規則を廃止する規則。附則としまして、この規則は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○議案第3号 「白井市教育相談事業の実施に関する要綱及び白井市教育相談員設置要綱の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第3号「白井市教育相談事業の実施に関する要綱及び白井市教育相談員設置要綱の制定について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第3号について説明いたします。

本案は、白井市教育相談事業の実施内容及び白井市教育相談事業に置く教育相談員の服務等を定めるため、新たに要綱を制定することを提案するものです。相談事業については、これまでも実施しておりましたが、この事業内容等を明文化いたしました。

まず、相談事業の実施に関する要綱についてご説明いたします。

裏面をご覧ください。

第1条の目的では、児童生徒の健全な育成と保護者及び学校教職員の家庭、学校生活に関する指導、支援を行い、相談事業について必要な事項を定めるとしてあります。

第2条では、相談業務の内容を定めております。

第3条では、相談日及び時間を定めています。教育相談は、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとしていますが、ただし書きにおいて、例外規定を設けていますが、これは、教育相談では学校訪問や家庭訪問等、児童生徒などの都合で動くことも想定されますので、これらの場合の勤務時間を柔軟にするよう定めております。

第4条では、相談事業に行うため、相談員を置き、相談員の服務等は、条例及びこの後説明する白井市教育相談員設置要綱によるとしてあります。

第5条では、教育相談事業の所管を教育支援課と定めています。

最後に、附則として、施行日を平成30年4月1日としています。

続きまして、白井市教育相談員設置要綱についてですが、先ほど説明した適応指導教室指導員設置要綱とはほぼ同様です。違うところとしましては、第4条の業務場所及び業務日程です。

第2項の相談員の勤務体系において、勤務時間について先ほども説明したとおり、教育相談においては、学校訪問や家庭訪問等、児童生徒などの都合で動くことも想定されますので、これらの場合の勤務時間を柔軟にするよう定めております。また、午前、午後ともに、事前準備、事後処理の時間として、各30分時間を設けております。

その他につきましては同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 要綱の2条の(5) 其他なのですが、一応念のため言っていると思うのですが、特に、今想定されている其他って、何か業務としてありますか。

○吉田教育部参事 特には、ございません。

○高倉委員 もう一点。今度は、済みません、相談員の設置要綱のほうですが、3条の委嘱の期間で、1年で更新というのはわかるのですけれども、定年といいますか、いわゆる上限というのは何かお考えありますか。実際、相談員さんの年齢幅がわからないのですけれども、例えば、設けるのか、もしくは、そこまで、70とかまでは考えていないのかというあたりだと思いますので。

○吉田教育部参事 年齢等については、幅は特に設けてはおりません。今年度より、面談等も行いまして、募集もしまして面談を行って採用を決めておりますので、やはりこの相談員さんとしての適性を見るということで、また通勤距離等もありますので、それに耐え得る者等も含めながら採用のほうをさせていただいております。

○高倉委員 ちなみに現状で、年齢が上の方って何十代ぐらいまでいらっしゃるのでしょうか。

○吉田教育部参事 一番上の方で70ぐらいですか、70ちょっと行っていますかね。

○高倉委員 追加の意見なのですが。

○川嶋委員 はい、どうぞ。

○高倉委員 ちょっと年齢を気にするのは、どうしても上に行くと、現場との開きが出てくる懸念が少し個人的にはあるので、もちろん体力的に可能であればというのはあるのですが、余り上過ぎても対応が難しいのが、特に保護者とのギャップもありますので、ぜひ、そのあたりはバランスをとっていただければと思います。特に、年齢で切らなきゃいけないということではないのですが。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○石亀委員 今の高倉委員の意見に関連してなのですけれども、上が70代ぐらいの方ということで、幅は結構あったと思うのですけれども、若い方でお幾つぐらいの方とかわかりますか。

○吉田教育部参事 今ここに資料ございませんが……。

○石亀委員 じゃあ、わかったときで構わないです。

○吉田教育部参事 よろしいですか。

○石亀委員 はい。

○吉田教育部参事 はい、わかりました。

○石亀委員 いろいろな幅の方がいらっしゃるのであれば、相談される方とうまくコミュニケーションがとれる方をうまく当てていくということも可能ですか、それは。そういうふうな形は、今までそういう事例があったかどうかわかりませんが、曜日によってとか、そのとき、たまたまとかあると思

うのですけれども、今まで、そのあたりで何か感じられたことがあったら教えてください。

○吉田教育部参事 確かに、相談に来られる方につきましては、初めに、現在ですと教育センター室のほうでお話を伺っております。そちらのお話を聞いて、相談員さん5人いらっしゃいますけれども、その相談員さんに合ったような、例えば中学校の生徒さんですと、あと小学校の児童さんとか、あと特別支援関係とか、いろいろさまざまな問題がありますので、それぞれの専門性に合った方をできるだけ相談という形で配置させていただいています。

○川嶋委員 ほかにございますか。

では、ご意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

○議案第4号 「白井市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正並びに白井市適応指導教室指導員設置要綱の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第4号「白井市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正並びに白井市適応指導教室指導員設置要綱の制定について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

本案は、白井市適応指導教室の設置目的を現行制度に合わせるとともに、所管及び手続等をより明確にするため、当該要綱の一部を改正し、あわせて白井市適応指導教室に置く指導員の服務等を定めるため、新たに要綱を制定することを提案するものです。

裏面をご覧ください。

適応指導教室の設置及び運営に関する要綱がありますが、新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、ページを振っていません。4枚目の裏ですね。そちらから、新旧対照表がございますので、ご覧ください。

第1条の設置目的ですが、改正前までは、学校に不適応を起こしている児童生徒としておりますが、現在では、不適応とは言わず、心理的・情緒的・その他の要因によって、不登校及び不登校傾向になった児童生徒とされていますので、設置目的もあわせて改正しています。

第2条では、適応指導教室の所管課を教育支援課であることを明確にしました。

第4条の通室対象では、旧要綱では、長期欠席している児童生徒が前提となっておりますが、新要綱では、さまざまな要因から不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象にするとしたことにより、これまで以上に、より細やかな対応が図れるものと考えております。

また、あわせて、手続として、本人及び保護者が通室を希望し、校長から申請があった者とする事により、本人及び保護者の意向がより反映しやすいよう改正いたします。

第5条では、開室時間を明確にするるとともに、文言の整理を行っております。

第6条では、新たに活動内容を加えることにより、より適応指導教室の活動内容をわかりやすくするものです。

第7条では、適応指導教室指導員の設置及び身分等について定めており、指導員の身分及び職務等は、市の条例や、この後ご説明する適応指導教室指導員設置要綱によるとしてあります。したがいまし

て、旧要綱第6条にあった指導員の職務は不要となりましたので削除しています。

第8条の通室の申請と第9条の通室の承認については、手続を明確化、簡素化しております。

最後に、附則ですが、この要綱は平成30年4月1日から施行するとしています。

続きまして、第7条第2項で定めるとしている白井市適応指導教室指導員設置要綱についてです。

後ろから2枚目です。こちらの2枚目の後ろをご覧ください。

本要綱は、新たに制定するもので、第1条の趣旨では、適応指導教室に置く指導員の身分や職務について定めるとしています。

第2条の委嘱等では、第1項で、職務について経験と識見及び必要な資格を有する者のうちから、教育委員会が委嘱するとしております。

第2項では、委嘱された指導員に誓約書を提出させると定めています。

誓約書を提出させる目的は、指導員は非常勤特別職であることから、一般職のように地方公務員法が適用されません。したがって、守秘義務や信用失墜行為の禁止等がないこととなります。しかしながら、職務上、誠実かつ公平であり、かつ、常に自己研さんが求められ、さらに職務上知りえた秘密、個人の情報等を多く扱うことから、ほかに漏らすことはあってはならないことですので、これらを誓約した誓約書の提出を求めるものです。なお、誓約書は、最後のページの裏に定められています。内容は、一般職を参考に作成しております。

第3条では、委嘱期間を1年としています。

第4条では、指導員の勤務時間などを定めています。勤務時間については、適応指導教室の開室時間より、午前で30分早く、午後で1時間30分遅くしておりますが、これは事前準備や事後事務を行うための時間を確保したものです。

第5条では、指導員は教育支援課長の指導・助言に従い、職務を行うこととしています。これは、非常勤特別職には、そもそも上司という者はおりませんが、指導員の個人的な判断や活動ではなく、教育委員会からの指導・助言を受けての活動が求められることから、適応指導教室の主管課の課長である教育支援課長の指導・助言に従うとしたところです。

第7条では、指導員のサービスを定めております。先ほど説明したとおり、指導員は地方公務員法の適用を受けませんので、必要な事項を要綱で定めているところです。

第8条では、適応指導教室の状況を随時、教育支援課長に報告するとしており、これにより、所管課長は指導員と連携を図りながら事業を進めることが可能となります。

第9条では、公務災害について定めています。

第10条では、解雇について定めております。非常勤特別職ですが、一般職と同様に、素行不良や心身の故障などの場合には解雇とする内容としております。

最後に、附則としまして、平成30年4月1日から施行するとしております。

長くなりましたが、以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 要綱第4条の新たに加わった学校長からの申請ということで、ご質問いたします。

申請書にも校長先生の承諾がいるということで、これは、現在も校長先生経由で実際通所されている運用を要綱にも書いた形ですか。

○吉田教育部参事　そうですね。あくまでも、学校の校長のほうからの申請書を受けて、ヤングハートしるいに通室するような形になっております。

○高倉委員　関連ですが、そのヤングハートの利用は、基本的には、学校から勧められた形で希望が出てくるというのが、今、実際の通所の流れですか。

○吉田教育部参事　学校のほうで、欠席が続いているお子さんとか、教育相談や面談等をしまして、保護者の方にお話をしたり、生徒のほうに、子供さんのほうに紹介をしたりもしております。

そういう場合と、あと、実際に教育センター室のほうの相談員さんに相談をして、その中でヤングハートという適応指導教室のことも紹介をしていただいたり、その後、保護者の方も見学に実際行って、そういう中で決められたこと等を、また学校ともまた相談しながらというような形が主になっております。

○川嶋委員　ほかにございませんでしょうか。

○石亀委員　今のことに関連してです。

運営に関する要綱の旧のほうでは第3条で、新のほうでは第4条でラインが引かれているところなのですが、済みません、ちょっと重複していたら申しわけありません。教育委員会が特別な理由があると認めるものについてはこのルールになるというところが変わっているということだと思いますけれども、これは、学校と関係各所との連携で相談がきちんとされた上で通室の対象者を認めるというふうになっていくということでしょうか。何かしら、例えば、教育長がであるとか、教育委員会がというような、ここに書かれている以外でも認めることができますよというようなものが、何かしらいつもあったと思うのですが、学校と子供たちとの信頼関係みたいなのがもちろんあってのことというのももちろん望ましいのですけれども、学校を飛び越えて、教育委員会なり、教育長なり、ぜひ相談したいというような場合も、もしかしたら、なくはないのかなというふうに思うのですが、そういうときに、学校とよく相談してから出直していただきとか、そういったことがあるのか、ないのかというところで、教育委員会が特別な理由があると認めるということは、やっぱりいるのかなと思ったりするのですけれども、済みません、意味がよくわからないかもしれませんが。

○吉田教育部参事　先ほど高倉委員さんから質問があった中で、例えば学校のほうで相談があって適応指導室を紹介する、それから相談員さんのほうに相談に来られて、そういう中で相談されるということが主なお話だということでお話したのですけれども、今、石亀委員さんがおっしゃったように、実際に教育委員会のほうに電話があって相談される場合もありますので、その場合は、また必ず学校のほうでどうであるのかということで、こちらからも学校のほうにご連絡をして話をして、そこでまた相談員につなげて、またそこから、じゃあヤングハートは、この生徒さんには、お子さんには合っているのかなというような話し合いのほうに持っていきますので、この文言はなくなっておりますが、こちらも含めてということでお考えいただけたらありがたいです。

○石亀委員　ありがとうございます。中には、いろいろなこういった窓口の情報が意外と知らない人もいたり、知らせていても、もう情報が目に入らないような方もいるかと思いましたので、受け皿とか、何かの一助になるきっかけという門戸は広いほうがいいかなと思いましたのでお伺いしました。その辺は、どんな子も漏れることなく助けていただけたらうれしいです。よろしくお願いします。

○川嶋委員　ほかにございますか。

○井上教育長　今のやりとりのお話で想定されるのは、私立の学校に行っている場合になるのだなど

思うのですね。在籍が私立の小中学校であった場合に、市内の小中学校に在籍せずという、市内の適応指導教室、ヤングハートしろいに通室することが可能かどうかということが含まれるかと思いますが、この中では含まれないというふうに読める形にはなっています。

○石亀委員 逆に、済みません。私立のお子さんに関しては、ちょっと私も思いが至っていませんでしたけれども、義務教育を考えたときに公立のお子さんがそういうことなのかというふうに、ちょっと今、改めて逆に気づいたのですけれども、実際、私立中学に通っているお子さんは今までどうだったのかなというのを、ちょっと済みません、今初めて気づきました。

ただ、いろいろ新聞の報道であったり、そういう中で、例えば私立中学などが、割と前倒しで進学をすごく勧めているようなコースだとか、そういうところもあって、意外とそういう特別な進学対象になるような成績のいいお子さんだと思うのですけれども、そういう中で挫折していき、学校に通えなくなったという例も聞いたことがあります。そういうお子さんがどういうふう克服して、高校にも行けなかったけれども、もう大人になってどういう形で、今はとてもいい人生を送っているという、そういう例が書かれた新聞記事などもあったりします。読んだことがありますので、そういう助けになるものがなかったのかなという、そのときにね。結果的に、成人してすごくいい人生を送っているということではあった、そういう記事として出ていて読んだことがあります、実際、私立は面倒を見てくださるということはあると思うのですが、市内に住んでいるそういう義務教育対象の年齢のお子さんに関しても、温かい市であってほしいなというふうに思いました。

○高倉委員 今のお話を聞いていて、ちょっと分けないといけないと思ったのは、あくまでも、第4条にありますけれども、白井市立の小中学校に在籍というのが前提になっているのは、11条ですか、結局、進級なり、欠席認定を学校がしないといけないということで、やっぱり線を引かざるを得ないと思いますね。

私立中、私立小で、ちょっと残念なことであれば、その学校で対応して無理なときには、もう退学した上で、学籍が白井に戻ったときにやる対応しか、制度上難しいと思うので、問題意識としてはあるのですが、そこはちょっと難しいかなというのは私個人として、という制度と理解しております。

○井上教育長 あえて私から私立を出したのですけれども、教育委員会が特別な理由があると認める者というこの項目を削除したことによってということなのですけれども、今、石亀委員がおっしゃったとおり、白井に住んでいる方で、私立に行っているから、困ったら、それは関係ありませんということはありませんので、手続上のこととして、具体的には、教育委員会に相談に来られた場合には、大体その地元の学校に戻るといようなことが前提になっていくので、ですので、戻るところの学校の校長等と、また在籍している私立の学校の担当者等がうまく連携しながら、ただ、戻ることを前提でヤングハートしろいというふうにはなっていくので、そうなるので、そういうことは実際にはできますので、やっぱり校長の申請、校長の相談、校長の理解があって進んでいくというところを前提にしているということですので、繰り返しますけれども、市内に住んでいる児童生徒については対象にはなりませんので、手続上のことでこういうふうにしてあります。

○石亀委員 高倉委員のおっしゃるとおりで、感情論と、ここの規則上のことは分けて考えなければいけないということだと思います。いろいろな形で、白井は子供たちを支援しているということが知らされるのが大事だとも思いましたので、そのあたりも、何かの形で考えがあれば、ちょっとよろ

しくお願いします。

○小林委員 たしか国際交流なんかの場合には、私立の枠を取ってあったりしましたよね。それは、ですから、もう市内に限ったというところで、なるべくそういう考えになっていると思いますので、今のような流れが大体見えていけば問題ないと思うのですけれども、一応これがなくなっちゃったから切っちゃったみたいなの、そういう解釈がされないような申し合わせ、そういう理解をしておいたほうがいいかなと思います。

○井上教育長 しつこいようであれですけれども、繰り返しますけれども、適応指導教室が学校に戻ることを前提にした施設なので、そこに戻る、やっぱり校長がリーダーシップをとって進めるべきものなので、教育委員会がそこの上に行かないという、上に行かないというか、教育委員会が、あなたはこっちとかということは指示しないということ以外したというふうに考えていいかなとは思いますが、すけれども。

○石亀委員 そういう申し送りというか、そういうことが前提ということであればいいのですけれども、今まで、ある意味、こういうこの適応指導教室の設置及び運営に関する要綱、今出ているこの話題だけではなく、今まで、例えば教育長の裁量で決定できるとか、そういった1文というのが大体あった、それが教育長、教育委員会であったりとかということだと思えるのですけれども、そういう1文がなくなってもいいのですかね。何かその辺、今までは大体そういうことを1文だけでも残してあったように思うのですが、余計な心配だと思えるのですけれども、その辺はなくしていこうというような方向ではないのですか。

○染谷教育部長 まず、要綱だとか規則だとか、市の条例もそうなのですけれども、市の権限の及ぶ範囲での決まり事でございますので、私立の学校は白井市教育委員会の権限の及ばないところになるので、この規則には該当しません。

ただ、白井市の市民サービス、市の事業として行っているものですから、対象者は市民全体になりますので、ヤングハートしろいの事業のところには相談が、私立の学校の児童生徒が来たときには、この要綱前のところで、市民サービス、市民を救うための手助けとしての取り扱いをこれと考える必要があるのだと思うのです。

先ほど国際交流とありましたけれども、これは市民、市の中にいる児童生徒ですから、通っている学校云々に限らず、市の事業として参加を求められれば拒否する理由はございませんので、事業として見たときに、そこで救いの手を差し伸べるという形になろうかと思えます。

あくまで、教育委員会の権限の及ぶ範囲での決まり事にしてありますので、そこはご理解をいただきたいなど。決して排除をするのではなくて、ほかから相談、私立の児童生徒の保護者等から相談があった場合には、市の事業の中で取り組めるかどうかというところで判断をさせていただくというふうになろうかと思えます。

○川嶋委員 わかりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

では、ご意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 「白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正の承認について」

○川嶋委員 続きまして、議案第5号「白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正の承認について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 議案第5号「白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正の承認について」ご説明させていただきます。

白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正について承認を求めるものでございます。

提案理由として、本案は、平成29年8月策定の白井市補助金のあり方の基本方針に基づき、白井市スポーツ少年団補助金交付要綱の改正を行うことについて承認を求めるものでございます。

裏面をご覧ください。

資料1としまして、ページは振ってありませんが、このページから4ページまでが現行の白井市スポーツ少年団補助金交付要綱で、次に、資料2としまして、5ページから7ページ、新白井市スポーツ少年団補助金交付要綱、次に、資料3としまして新旧対照表がございます。あわせて、ご覧ください。

内容につきましては、第4条の補助金の額のところ、補助金の額は「別表に定める補助金対象経費の2分の1とし」ということを追加しております。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 スポーツ少年団ということで、いろいろな組織が関連していると思うのですが、この方向性については、そちらにもお話はされているのか、されているとして、どういう感想とか、もしあれば教えてください。

○川上生涯学習課長 先ほど申したとおり、29年8月策定の白井市補助金のあり方の基本方針の中で、補助金の額につきましては、市民や団体の主体的な事業の支援という観点から、原則として、補助金は補助対象経費の2分の1以内を基本としますということで皆様に提示している部分がありますので、その辺については理解を得られているものと解釈しています。当然スポーツ少年団のほうにも、そのような話はしてございます。

○高倉委員 質問の二つ目なのですが、特にその件に関しては、了承しましたといえますか、団体としても受け入れるということでお話されているということでしょうか。

○川上生涯学習課長 はい。そのように伺っております。

○高倉委員 ありがとうございます。

○川嶋委員 ほかにございますか。

ほかにご意見等ないようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

○議案第6号 「白井市子どもワンパク大会事業補助金交付要綱の廃止について」

○川嶋委員 続きまして、議案第6号「白井市子どもワンパク大会事業補助金交付要綱の廃止について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 議案第6号「白井市子どもワンパク大会事業補助金交付要綱の廃止について」ご説明させていただきます。

白井市子どもワンパク大会事業補助金交付要綱の廃止について承認を求めるものでございます。

提案理由としまして、本案は、本事業の内容が固定化していることから、他の方法を検討するなど、平成29年度をもって一旦廃止することを決定したので、補助金交付要綱の廃止について承認を求めらるものでございます。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第6号について、ご質問等ありましたらお願いします。

ご意見等ないようですので、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第6号は原案のとおり決定します。

○議案第7号 「平成29年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」

○川嶋委員 続きまして、議案第7号「平成29年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第7号「平成29年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成30年第1回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

1ページをご覧ください。こちらにつきましては、今回、教育部の各課から市長部局に予算要求した補正額でございます。

最初に、一般会計の繰越明許費でございますが、平成29年12月議会において補正予算計上しました小学校施設整備に要する経費、白井第二小学校駐車場増設工事について、本年、一般競争入札を実施したところ、落札に至らず、年度内に工事を完了することが見込めないことから、496万2,000円全額を30年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費の設定をするものでございます。

次に、一般会計の歳入になりますが、平成29年12月議会において補正予算計上しました七次台小学校図書室増築・校舎一部改修工事において、公立学校施設整備費国庫負担金の内示があり、当初の見込みより増額になった分を、今回、補正予算計上をするものでございます。補正予算の要求額は1,054万7,000円でございます。

学校給食共同調理場特別会計の歳入につきましては、平成28年度決算により、繰越金が991万1,000円増額になることにより、同じ額を一般会計繰入金から減額して歳入の中で調整を図るものでございます。

続いて、詳細については、順次、各担当課からご説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。教育総務課分の補正になります。平成30年3月補正予算要求額、繰越明許費になります。

白井第二小学校駐車場増設工事、補正額は496万2,000円。補正理由につきましては、12月補正により予算を確保し、入札執行の結果、不調となったことから、今年度中に工事を完了させることが困難になり、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次のページになります。平成30年3月補正予算要求額、歳入になります。

歳入については、国庫支出金、教育費国庫負担金、補正額合計1,054万7,000円でございます。補正理由につきましては、七次台小学校図書室増築・校舎一部改修工事に対する国庫負担金の交付決定に伴い、現計予算額との差額を増額補正するものでございます。

12月時点の認定申請、現計予算額については1,937万5,000円、今回の交付決定額が2,992万2,000円、補正額としまして1,054万7,000円の補正額になります。

以上になります。

○吉田教育部参事 続きまして、学校給食共同調理場、平成29年度3月補正予算要求額、歳入に関してです。

繰入金、補正額911万1,000円。補正理由につきましては、繰越金の補正に伴い、一般会計繰入金を減額補正するものです。なお、繰越金につきましては、平成28年度決算からの繰越金を増額補正するものでございます。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 2ページの第二小学校の駐車場の入札が不調であったということですが、その原因はどんなことだったのでしょうか。

○岡本教育総務課長 入札を1月の時点で行ったのですけれども、そのときの入札をしていただいた事業者さんにそっと聞いたところ、やはり年度末でいろいろな工事が重なって、今回の工事について、十分な工事を年度内に仕上げるといふ部分がなかなか難しいのかなというようなお話は聞いたところでございます。

以上でございます。

○小林委員 それでは、そういう時期的な問題ということで、将来的にもう一度やれば順調に行くだろうということですか。

○岡本教育総務課長 年度を改めまして、十分な工期を確保して、また工事に挑みたいと思います。同額で入札のほうをしていっても十分対応できるというふうには考えているところでございます。

○小林委員 はい、わかりました。

○川嶋委員 ほかにご意見等ないようですので、議案第7号についてお諮りします。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第7号は原案のとおり決定します。

○議案第8号 「平成30年度教育費当初予算に係る意見聴取について」

○川嶋委員 続きまして、議案第8号「平成30年度教育費当初予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 済みません。説明に入る前に、資料の訂正を一部お願いします。申しわけございません。別添資料の1ページになります。1ページの歳入の欄になりますが、歳入の欄の文化センターの増減額の欄、右から二つ目の欄なのですが、A引くB、これはマイナス三角2,100万となっていますが、済みません、Bの欄の金額がそのまま持っているような形になってしまいまして、訂正としては、三角1,2,5,8、マイナス125万8,000円に訂正をお願いします。その関係で、前年対比が94.1%になります。合計欄①のところも当然変わってきまして、合計欄①が2億4,200万、2,4,2、ゼロ三つに訂正をお願いします。

対前年比471.1%になります。総合計の欄、1足す2のところ、増減額2,2,7,6,2,6,2億2,762万6,000円に訂正をお願いします。対前年度比については変更はございません。申しわけございませんでした。

それでは、議案第8号「平成30年度教育費当初予算に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成30年第1回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

資料1ページをご覧ください。

こちらにつきましては、今回、教育部の各課から市長部局に当初予算要求をした要求状況の一覧となっております。

最初に、一般会計の歳出でございますが、教育総務課から文化センターまでの合計として①欄をごらんください。平成30年度当初予算額33億4,136万4,000円で、前年度との比較は19億9,814万7,000円の増となっております。これにつきましては、主に教育総務課の学校給食共同調理場建替事業において、新たな共同調理場の取得費を中心としまして19億8,115万5,000円が増額となったことによるものでございます。

学校給食共同調理場特別会計の歳出につきましては、合計欄をごらんください。平成30年度当初予算額で5億2,887万9,000円で、前年度との比較は825万円の減でございます。これにつきましては、給食事業に要する経費のうち児童生徒の減による賄い材料費等の減によるものでございます。

一般会計及び学校給食共同調理場特別会計の総合計としましては、平成30年度当初予算額38億7,024万3,000円で、前年度との比較は19億8,989万7,000円の増でございます。

次に、一般会計の歳入でございます。

教育総務課から文化センターまでの合計欄1をご覧ください。

平成30年度当初予算3億721万3,000円で、前年度との比較は2億2,400万の増でございます。これについては、主に歳出でご説明しました教育総務課の学校給食共同調理場建替事業に関しまして、公立学校施設整備に対する国庫負担金を2億2,723万6,000円を計上したことによるものでございます。

次に、学校給食共同調理場事業特別会計の歳入につきまして、合計欄2をご覧ください。

平成30年度当初予算額5億5,923万5,000円で、前年度との比較は1,437万4,000円の減でございます。これにつきましては、主に児童生徒数の減による学校給食費が減になるものでございます。

一般会計及び学校給食共同調理場事業特別会計の総合計としましては、平成30年度当初予算額8億6,644万8,000円で、前年度との比較は、2億2,762万6,000円の増でございます。

これらの要求額については、当初予算が確定次第、教育委員会議でまた報告をさせていただきたいと思っております。

引き続き、詳細につきましては、順次、各担当課長からご説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、新規事業、廃止事業、要求額が前年に比べて増減が多い事業を中心に説明をさせていただきます。

資料2ページから3ページをご覧ください。歳出、教育総務課分でございます。

3ページの小計欄をご覧ください。教育総務課全体の予算要求額については25億2,583万6,000円で、前年度との比較としましては、19億8,476万6,000円の増でございます。

各事業について、主なものをご説明させていただきます。

番号5番になります。9款2項1目、小学校施設管理に要する経費、予算要求額8,970万1,000円、前年度の比較としまして、2,160万7,000円の減となっております。これにつきましては、平成29年度までは、管理運営に要する経費として計上されていた事業のうち、消耗品を初めとした需用費のうち学校令達分にかかる予算2,240万2,000円につきましては、学校政策課に移管することによるものでございます。

7番、9款2項2目、小学校教材整備に要する経費、予算要求額はございません。前年度の比較としまして、528万1,000円の減でございます。こちらにつきましては、教育委員会の組織の見直しに合わせて、同事務を教育支援課に移管することによりまして、30年度予算としましては634万2,000円を移管することによるものでございます。

10番、9款3項1目、中学校施設管理に要する経費、予算要求額5,176万9,000円、前年度の比較としまして、1,439万4,000円の減でございます。これにつきましては、小学校と同様に、平成29年度まで管理運営に要する経費として計上していた事業のうち、消耗品費を初めとした需用費のうち学校令達分予算1,272万7,000円を学校政策課に移管することによるものでございます。

12番、9款3項2目、中学校教材整備に要する経費、予算要求はございません。前年度の比較としましては、589万2,000円の減でございます。こちらにつきましても、小学校と同様に、教育委員会の組織の見直しに合わせて、同事務を教育支援課に移管することにより、30年度予算としましては441万2,000円を移管することによるものでございます。

14番、9款3項3目、中学校施設改修に要する経費、予算要求額1億5,812万7,000円、前年度の比較としまして、4,634万4,000円の増でございます。これにつきましては、大山口中学校の柔剣道場吊り天井耐震改修工事及び七次台中学校トイレ老朽化改修工事を実施することによるものでございます。

15番、9款5項3目、学校給食共同調理場建替事業、予算要求額については19億8,854万

1, 000円、前年度の比較としまして、19億8,115万5,000円の増でございます。これにつきましては、新たな学校給食共同調理場の建設工事が平成30年度中に完了する予定であることから、共同調理場の取得費のうちの当初一括払い分として19億7,850万2,000円を計上したことによるものでございます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○吉田教育部参事 それでは続きまして、学校教育課、来年度から学校政策課、教育支援課でございます。

こちらに関しましては、新規事業についてはございません。主なものについて何点か説明をさせていただきます。

まず4番、事業、学校保健に要する経費、児童生徒及び教職員の健康の保持増進と疫病予防のため、健康診断を実施する。また、特定の児童生徒には小児生活習慣病検査もあわせて実施する。増に関しましては、健診項目の診療報酬の点数の改定があったり、学校医、学校歯科医の報酬額の改正に伴う増になっております。

9番、事業、ALT配置事業、先日の会議におきましても説明させていただきましたが、平成30年度より、語学教育及び国際理解教育を推進するために、また次期学習指導要領に向けてということで、各小中学校へALTを配置するに当たり、現在9名のところを4名増員して13名となっております。

13番、教育課題調査研究事業、これにつきましては、先日やはり説明させていただきましたが、減になっている理由といたしましては、中学3年生の標準学力テストを対象者から除外したためとなっております。

続きまして、ナンバー3ですね。事業、教育の情報化推進事業でございます。ページがありませんが6ページです。減の理由につきましては、教育ネットワーク及び校務用パソコンの維持管理を情報管理課へ所管したことによります。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

川上課長。

○川上生涯学習課長 8ページをご覧ください。

まず、1番の複合センター施設の維持管理に要する経費につきましては、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センターの維持管理料を除く、修繕等の維持管理経費でございます。桜台センターのエレベーター設置工事、白井駅前センターの多目的トイレの改修及び各センターの備品購入を計上したことから、59万5,000円の増額となっております。

次に、2番目の社会教育総務事務に要する経費につきましては、附属機関等の見直しにより、新たに、生涯学習推進委員会、子ども若者育成支援協議会の設置による委員報酬及び新たに雇用する社会教育指導員を1名配置し、各小中学校で保護者が集まる機会を活用し、家庭教育に関する講座を実施するよう、企画立案を行うこととしております。報酬費の140万5,000円増額となっております。

続きまして、一番下の10番、青少年野外活動事業につきましては、平成10年度から実施してき

た房総アドベンチャーのキャンプ生活を通じて、青少年が生きる力を育み、常に仲間とともに過ごす時間は、現在の生活環境の中で貴重な体験ではありますが、子供が参加する事業において、安全な事業展開の確保が難しく、また事業内容が形骸化しているため、一旦廃止とします。58万5,000円の減額となります。

9ページをご覧ください。

11番、子どもワニパク大会事業につきましては、昭和58年度から平成29年度まで34回を実施してきましたが、事業のあり方について見直したところ、内容が固定化していることから、継続性のある他の方法を検討するなど、本事業については一旦廃止します。40万円の減額となります。

続きまして、19番、公民館の総括事務に要する経費につきましては、公民館連絡協議会負担金等でございますが、公民館運営審議会の廃止により、委員報酬等30万円の減額でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

22番、富士センター管理運営に要する経費につきましては、指定管理費及び修繕費でございます。光熱水費の電気代6月分まで市で長期契約しており、7月から指定管理者が業者と個別契約を行うことで190万9,000円の減額となります。

続きまして、25番、学校体育施設開放に要する経費でございますが、学校開放プール事業におけるプール監視業務は、警備業法に該当することから、法定時間の警備員教育を受けた監視員の確保が困難なため廃止とすることにより、468万1,000円の減額でございます。

続きまして、26番、社会体育施設管理運営に要する経費でございますが、仲木戸公園、南山公園、富士南園広場などのグラウンド等の管理運営に要する経費を計上しております。397万円の増額につきましては、隔年で実施しております富士南園の植栽剪定、仲木戸公園、南山公園競技広場の夜間照明施設の保守点検及び南山公園競技広場照明等にかかる工事などによる増額となっております。

最後に、30番、市民プール管理運営に要する経費につきましては、市民プールのスライダー改修実施設計委託料及び備品購入費等の減により、479万2,000円の減額でございます。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○岡本教育総務課長 予算の説明の一部ではあるのですが、まずは8ページをご覧ください。8ページの6番に、生涯学習課、文化課、06事業、文化財審議会委員に要する経費、それから9ページの13番、市史編さん事業から文化財調査事業、それから文化財保護・周知事業、埋蔵文化財・文化財記録・保護事業、文化を支える人材育成支援事業、それから市民文化祭開催事業、この七つの事業なのですが、この表を見ますと、30年度に新たに予算要求が始まったような形態になっておりますけれども、ご承知のとおり、文化課のほうから生涯学習課のほうに、この関係の事業をそのままそっくり移行させるということでこのような表記になっております。

それで、13ページをご覧ください。

逆に、12ページのほう、七つの事業については、30年度予算はゼロというような数字になっておりますけれども、生涯学習課のほうに30年度予算が掲載されて、12ページのほうに29年度分の当初予算が計上されているという書き方になりますので、ちょっと増減が比べにくいところなのですが、基本的に増減はほとんどありません。業務内容も全く変わらずに生涯学習課のほうに移行するという形になりますので、予算については本当に大きな変化はございません。

続いて、文化センター関係の大きな増減のあるものを若干説明します。

まず、12ページの文化センターの1ですけれども、こちらは文化センター管理運営に要する経費398万3,000円の減額になっております。減額の主な理由は、庁舎建設に伴う管理移転経費、議会事務局が文化センターのほうに事務所を構えておりましたので、月曜日休館でなく、月曜日も開館しているということと、そういったビル管理、警備委託関係、そういった光熱水費も含めた金額が約400万ほど減額になります。

それから、文化センター4、図書館資料整備事業、こちらにつきましては87万1,000円増額になっております。備品購入費ということで、図書であったり、視聴覚資料、地図、特殊本の購入費が若干ふえています。

それから、13ページ、文化センター5のプラネタリウム館運営事業、こちらにつきましては40万1,000円の増額ですけれども、増額のところに、備品購入費クラウドファンディングというのがあるかと思うのですが、こちらのクラウドファンディングにつきましては、希望者から、広く市民とか団体に寄附を募りまして目的とするものを購入していくというシステムです。あらかじめ、こういったものを買いたいだけでも賛同される方は寄附をお願いしますというような方式なのですが、自動導入式天体望遠鏡を予定しています。約40万ほどなのですけれども、全自動の天体望遠鏡というような、あらかじめ情報を入力すると、自動的に星座とか惑星を狙って自動で追いかけていくというようなシステムで、それが、そもそもがシステム化されていて、コンピューター、パソコンのほうで確認できるというような一連のシステムです。実のところをいうと、寄附金が一定額に達しない場合は購入ができないということになります。

それから、文化センター9番の事業の文化会館運営に要する経費、こちらのほうは108万3,000円減額になっております。備品購入費、たまたま29年度若干あったのと、修繕委託料が余りないだろうというような見込みで減額しております。

それから、文化センターの10番、文化会館自主事業運営事業、こちらにつきましては395万3,000円の減額になっております。内容としては、自主事業にかかわる講演料のほうを少し削りまして、職員数も若干減っているのですけれども、自主事業の数を若干減らして市民主体の文化会館運営のほうにシフトを向けていくということで、自主事業費のほうを若干減額しております。

以上です。

○吉田教育部参事 それでは、14ページをご覧ください。

ナンバー3です。事業名、給食総務事務費に要する経費についてです。主な内容につきましては、学校給食共同調理場運営にかかわる全般的な経費となっております。増になっております理由としましては、栄養管理システムの更新及び給食費収納管理システムの機能追加等による増となっております。

15ページにつきましては、特に大きな増減はございませんので、以上です。

○岡本教育総務課長 それでは、平成30年度教育費当初予算歳入の要求状況、16ページをご覧ください。

教育総務課分でございます。小計欄をご覧くださいと思います。

教育総務課全体の予算要求額につきましては、2億6,750万9,000円で、前年度と比較しまして2億4,680万6,000円の増でございます。

5番、14款2項5目、教育費補助金、学校施設環境改善交付金、予算額については2億6,675万9,000円、前年度と比較しまして増額2億6,675万9,000円の増となっております。こちらにつきましては、歳出で説明をさせていただきました大山口中学校の柔剣道場吊り天井等耐震改修工事及び七次台中学校のトイレ老朽化改修工事、さらに新たな学校給食共同調理場施設の取得費に対する公立学校施設整備国庫負担金を計上したことによるものでございます。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

川上課長、お願いします。

○川上生涯学習課長 大きなものとしましては、2番、6番につきましては、使用料の見直しによる減でございます。2番のグラウンド照明使用料については91万6,000円の減、6番につきましては、競技広場の使用料として76万7,000円の減。

あと12番につきましては、スポーツ振興基金の助成金につきましては、隔年で獲得していますので、29年度実施しておりますので30年度についてはございませんので、20万の減になります。

14番の光熱水費の189万円の減につきましては、先ほども申したとおり、富士センターの市の電気使用量の契約が6月末で満了になることから、このようなことになっております。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○山本文化課長 18ページをお願いします。18ページ、文化センターの9番になります。文化会館自主事業入場料、減額が180万円、こちらにつきましては、先ほども支出のほうで説明しました自主事業の実施回数を減らしたことに伴う入場料収入の減額になります。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第8号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 資料の12ページの文化課のものが生涯課に行ったというご説明で、見比べてわかったのですが、右側の主な内容・増減理由というのが、ちょっとこれ見づらくて、前年度より、12ページから9ページに飛んだときに、変化している数字をご説明いただいているのだということが見てわかったのですが、この表だとちょっとわかりづらくて、理解としては、そういうことで、まずよろしいですか。

○川嶋委員 山本課長。

○山本文化課長 はい、そうです。

○高倉委員 これは、資料上、こう書くしか、しょうがないでしょうか。

○川嶋委員 山本課長。

○山本文化課長 資料上、このような現況になるであろう形で表現させていただきました。

○高倉委員 全体としては、わかる話で、これから予算要求して議会とかと言っているときに、これでよろしいのですか。

○染谷教育部長 今回この教育委員会に出した資料は、今までの形にのっとった形でやっているのですが、市議会、本議会のほうに出す場合には、財政課のほうで移った事業、これは文化課と生涯学習課、それから学校教育課、これは学校政策課と教育支援課、それから教育総務課から移った分ということで

ありますけれども、組織の見直しに伴う移行については一覧表をつくる予定でございます。今回うちのほうで一覧表をつくれればよかったです、それが間に合いませんでしたので、今回こういう形でやらせていただきました。どうも済みませんでした。

○川嶋委員 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○石亀委員 以前にも話題になっていたら申しわけありません。文化センターのプラネタリウム、13ページになります。クラウドファンディングは初めてでしょうか。

○山本文化課長 市全体で初めての試みです。文化センタープラネタリウムのほかに、魅力発信課の「なし坊」関係、それから環境課のほうでも1件、30年度は、市挙げて初めて3件に対応します。

○石亀委員 これは、新しい試みだなどと思ひまして、こういうことができるのであれば、委員会を、ほかの予算の出ないところもこういうふう募ってみるような試みは大いにいいのかなというふうに思っています。

これによって、寄附をいただく方というのは、市内外問わず、対象者にお知らせというか、どうなっていますか。

○山本文化課長 市内外問わず、個人でも企業でも、お受けする予定です。

○石亀委員 買えるといいなと思ったのですが、うまくいった場合は、何か学校関係の備品だとかいろいろ、必要だけれども賄い切れないような場合は、これからすごく、予算があるに越したことはないのですが、うまくいけば、これからもうちょっと検討されるといいかなというふうにちょっと思いました。

○染谷教育部長 この制度の関係ですけれども、この制度が始まる原因というのは、ふるさと納税で自分のところに来るべき税金がほかの市へ移ってしまうということがあった市町村、自治体、ここが逆に、魅力ある事業をすることで利益を求めないを前提に始めた制度で、これは全国的に今広がりを見せています。

当市も少しおくれた感はありますが、ここで始めていくということで、やはり魅力をどうやって出していくか、小中学校の楽器なんかについても、特にこういう事業を使っていきたいとは思いますが、全国的に同じような事業であれば、本当に余り集まらないという懸念もあります。集まらなければ、この予算執行はできませんので、確実に集めていく方向というのは、何か魅力、小中学校の魅力でも何か訴えるものを全面に出していかないと寄附がなかなか集まらないよと。特に、この寄附は、利益を求めない寄附、通常の寄附になりますので、事業への賛同を求める事業の寄附ということですから、大変工夫としてはちょっと難しいところがあります。ですから、今回はプラネタリウムという特殊なところで、どちらかというともニアックな方々から賛同していただければ寄附は集まるのかなというふうな形でございます。

市全体で、これから取り組んでいく形になりますので、魅力発信課を中心とした事業展開あるいは企画政策課を中心とした事業展開というのが必要になってくるかなというふうに思います。

以上です。

○石亀委員 震災以来の復興支援などにも、こういった形でお手伝いするという、そういう形もどんどん出てきたように思いますので、みんなで協力して、どうやって魅力を発信するかということは、やっぱり市民全体で考えて、ぜひぜひ目標が達成できるように、みんなの何かしらの得意分野もあると思いますので知恵を結集できるといいかなというふうに、ぜひ応援したいと思っています。

○高倉委員 2ページと6ページに関して、教育総務課から学校政策課に移ったところで、やっぱりここもさっきのお話とかぶるのですけれども、ちょっと増減が見つらなかったので、まず理解の確認として、基本的な問題意識として、先ほど石亀委員の質問にもちょっと出ましたけれども、学校現場では、非常に備品費とかそういった予算がつかなくていろいろ苦労しているという話も聞くので、その関連です。

まず、2ページ目の7の、例えば小学校教材整備に関する経費がマイナスになって、その分が6ページの5に行っていると、これは多分、増なのだと思います。まず、その理解でいいのかということと、それに対して中学は、中学の教材は3ページ目の12番になるのですけれども、マイナス5、8、9、2なのですが、実際移管されると4、4、1、2ということで、約100万減っているという予算立ての、まず、その理解でよろしいですか。

○岡本教育総務課長 そのとおりでございます。

加えて、この教材の備品等につきましては、予算要求をする前に学校さんのほうと調整をさせていただきまして、必要な備品、まず学校さんのほうから要求をいただいたものについて、今年度30年度までは、教育総務課のほうで、まずは査定等をさせていただいた上で予算要求をさせていただくという形で、29年度予算よりも中学校については30年度予算が少ない状況という形にはなっているところでございます。

以上です。

○高倉委員 それは、何か理由はありますか。

○染谷教育部長 教材備品は、来年度の児童生徒数だとかクラスだとか、その増減によって希望の備品が変わってきます。また、通常使っていて壊れたものの更新だとか、そういったものの希望をとった上でやっておりますので、これは前年比の比較ではなくて、毎年そういう形で、ほぼ希望に沿う形で予算要求はしております。ですから、減った分については、クラスなり、生徒数の減による教材備品の減というふうに考えております。

○高倉委員 ありがとうございます。

○石亀委員 今のに関連してですけれども、まず私たち、こういう時期はこういう表をずっと見て、余り見るのが得意ではないわけですよ。多分、高倉さんは、すごくこういうのを見なれていて、いろいろな現場での様子をご存じだと思いますので、こういう増減等をうまく広報していくことで、市民の理解を、皆さんの理解が得られるとか、そういった状況というのも、よりよくなる状況というのも一つの広報として考えた場合にあるのかなと思いますので、ちょっと私なんか、どこがわかりやすく、どこがわかりにくいというのもわからないまま上から順番に見ていっているということはあると思うのですけれども、その辺を何かうまく工夫を取り入れていくことができるのであれば、もうこういう形ですということならそうなのだと思うのですけれども、毎年毎年のことでもありますので、何か専門家ではない者の意見というか、考えとしてはあったのですけれども、その辺もうまく発信していただけるといいかなというふうには思います。

議会に出していただいて、次、また、それは別の形があるというふうなことだとは思っているのですけれども、ということをちょっと思いました。

○染谷教育部長 表のつくり方は、大分、昔に比べるとわかりやすくなってきたのかなと。予算書のつくり方が大分変わったのですね。以前は、学校教育なら学校教育ということで、いろいろな事業を

一緒に予算計上、備品だとか、人件費だとやっていたのですけれども、今の予算というのは、各事業ごとにいろいろな経費をまとめて、その事業でトータル幾ら使うのだというまとめ方になっているんですね。ですから、それを中心にこのまとめをしておりますので、の中にはいろいろな経費がかかってきます。旅費がかかったり、負担金があったりとか、備品があったり、工事費があったりと、その中をまとめてこういう形で事業としてまとめていますので、あるいは何々に要する経費ということでまとめています。その中で増減をもう少し詳しく内容のほうで具体的に入れられればいいかなというふうに思いますので、来年はちょっと工夫させていただきます。

それと、今回、大変見にくかったのは、私のほうでは、内容のところに、前年度の予算額との比較を入れてくれと言ったのが、そうではなくて、移行した金額そのまま入っているので何の意味もないなというふうに思います。これは前年度の比較ができるようにということで指示をしたのですが、ちょっとそれが違っていましたので、そこは、これを新しく作って皆さんのところへまた配付したいと思います。大分内容が違ってきますので。それと、先ほど言った移行された事業ですね。対照表、これも含めてやり直しをしていただければと思います。

○石亀委員 いろいろ組織も変わっていくということで過渡期なのかというところもあると思いますけれども、PTAの総会だとか、いろいろそういうところでも、どこがどう変わったのかというところが多分一番知りたいところであって、大きく変動があったところというところで説明していただいたと思うのですけれども、私たちが毎年毎年、去年こうだった、今年はこうだというふうに記憶がなかなかできないものですから、そのあたり、今部長がおっしゃってくださったようにしていただけると、多分見たときに、わかりやすいというふうになっていくかもしれないですので、事務方の方は本当に大変だと思うのですけれども、そのあたりよろしく願います。

○川嶋委員 ほかにどうですか。

○高倉委員 6ページが一番上の学校事務に要する経費のところ、用務員さんを増やしたということでとても重要なことだと思うのですが、ちなみにどこの学校に配置されているか、教えていただけますか。5名ということで5校。

○吉田教育部参事 まず、第一小、第三小、清水口小、桜台中、南山小です。

本年度増えるのは、清水口小、そして大山口小ですね。清水口小と大山口小が非常勤で2名増えます。

○染谷教育部長 用務員が増えているのじゃなくて、正職員または、任期付が終わって、それで非常勤に変わったということです。

○吉田教育部参事 済みません。定年後再任用で、65歳からが非常勤に変わったということです。

○高倉委員 基本として、用務員数からすると変わっていないということでよろしいですか。

○染谷教育部長 変わっていません。

○高倉委員 わかりました。ありがとうございます。

○染谷教育部長 雇用形態が変わっただけです。

○高倉委員 了解しました。今になって済みません。関連なのですからけれども。基本的に、そうすると、市内の小中学校には、いずれも用務員さんはいらっしゃるということで、学校事務の教員の多忙化という話が出てくるのですけれども、一応、用務員数としては回っているということでよろしいのですか。

○吉田教育部参事 各学校1名配置されております。ただ、非常勤さん、再任用の方になりますと、時間数等が少し削減されております。

○高倉委員 関連意見として、済みません。今の用務員の件で、どうしても学校の多忙化というのが、かなり話題なり、かつ課題になっておりますので、用務員数の増も含めて、1名は必ずいるということでわかったのですが、大規模校についても1で足りるのかというところもあると思いますので、ぜひ増員の方向で今後検討いただきたいという意見を申し上げます。

○石亀委員 実際、大規模校といわれる学校には、用務員さんにとってどうなのですかね。実際困っている、手が足りないというのはありますか。どれぐらい多忙化している状況ですか。

○吉田教育部参事 用務員さんとも面談を行っておりますが、大規模校にかかわらず、例えば敷地が広い、そちらのほうが多いですね。そういう中と、あと時間数もありますけれども、ただ各学校の用務員さんも、用務員さんだけがやるのではなく、管理職と一緒に手伝ったりとか、若い先生方が一緒に外の環境整備についてはお手伝いしたりとか、またPTAの方も協力してくださったりとか、そのようなことで、皆さん移動はしたくないと、今の学校が非常に働きやすいというような形でお話をいただいています。

以上です。

○川嶋委員 ほかにご意見等ないようですので、議案第8号についてお諮りします。

議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第8号は原案のとおり決定します。

ここで一旦休憩に入りたいと思います。4時5分に開始したいと思います。

午後3時55分休憩

午後4時05分開議

○川嶋委員 それでは、再開したいと思います。

吉田参事。

○吉田教育部参事 先ほどご質問がありました教育相談員さんの年齢についてということで、簡単によろしいですか。まず、70代の方が3人、それから60代の方が2人、あと訪問相談員さんにつきましては、50代の方ということです。

教育相談員さんとしましては、お子さんの相談よりも保護者の方のご相談のほうが多いですので、やはりいろいろな経験を積んだ方がアドバイスしていただけると、大変頼りになるというか、というような形で相談員のほうは配置させていただいております。

ちなみに、訪問相談員さんは男性ですが、月曜日から金曜日までの相談員さんは、皆さん女性の方ということですね。来年度は変わるかもしれません。

○石亀委員 結局、自分のほうは、保護者というか、もう子供もみんな成人してしまいましたので、なかなか現場の様子というのは、川嶋さんとか高倉さんとかから聞く、あるいは近所の人から聞くというような方法、身近ではそういった方法なのですけれども、そういった教育相談員も、今どきの、直接話すのでわかると思うのですけれども、今どきの現状というところとすごく大ざっぱなのですけれども、今どきの保護者の方がどういう生活環境でどういうことを考えていらっしゃるのか、私たちの

ときには考えられなかったような、世代的には、私、そういう方たちとも近い中だと思えるのですけれども、びっくりするようなことがやっぱりあったりとか、到底自分たちでは理解しづらいとか、そういった状況もあるのかなと思ったりしますので、何かそういうことを知ることのできる機会というのか、その方のお給料がどれくらいかわからないですけれども、そういう中でアンテナを高くして、いろいろと研究していただけるような場を設けるとか、そういった形で、教育長、何かうまく保護者の方の救済というか、前向きにやっていけるような形をとっていただけるといいかなと思います。

○川嶋委員 ありがとうございます。短い時間で調べていただきましてありがとうございます。

○井上教育長 今、年齢があって、年齢的には高いほうの方なのですけれども、ベテランで、そのベテランのやっぱり持っている力というのは非常にすぐれている方たちばかりなのです。また、ここでの勤務も長いので、白井の状況をよくわかっている方々なので、毎年面接して更新はするのですけれども、その方々に結果的にやっていただくというか、それを上回る方々がなかなかいないというか、現状としては、ということですね。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○議案第9号 「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて」

○川嶋委員 それでは続きまして、議案第9号「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて」説明をお願いします。

○山本文化課長 それでは、議案第9号「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについて」説明いたします。

文化団体協議会の主催事業にかかわる文化会館施設の予約及び使用料の減免の取り扱いについて、平成30年度の取り扱いなのですが、別紙のとおり協議するというので、提案理由ですが、本案は、白井市文化団体協議会が主催する事業における文化会館の施設利用にかかわる予約の優先及び使用料の減免について、平成29年度、本年度と同様に取り扱いたいので提案するものです。

次のページをお願いします。

提案内容は2点になります。

まず1点は、文化芸術振興に資する公益的事業と認められ、白井市文化団体協議会補助金交付要綱の補助対象となる事業で、広く市民の参加及び文化芸術の理解、啓発につながることを期待される事業、これは参考資料、次のページにありますけれども、参考資料の1の①から⑧に該当する事業及びその事業内容を協議する定期総会のことを言っています。白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の第4条第3項につきましては、申請の時期を教育委員会が必要と認めるときに変更できるというような規定です。及び11条第1項第4号の規定、こちらは、特に必要があると教育委員会が必要と認めるときは、必要な金額を減免できるという規定です。の規定に基づき、優先予約及び使用料の減免10割を行うものとする。

2点目が、1の取り扱いについては、平成30年度に使用料・手数料の見直しが行われるため、期限を平成31年3月31日までとし、平成31年度以降の取り扱いについては、その結果を踏まえて改めて見直しを図るものとする。

参考資料のほうは、まず1番が、白井市文化団体協議会補助金交付要綱における補助対象事業にな

ります。

2番が、白井市文化団体協議会の目的及び事業を抜粋してあります。会則を抜粋してあります。

それから3番目は、平成30年度に優先予約及び使用料の減免を行う事業の予定であります。まず、5月12日の定期総会、それから7月14日、7月15日の主催事業に向けての前日の仕込み、年間でこの3日間について、優先予約、それから減免を本年度並みに取り扱っていききたいという協議になります。

説明は以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等ないようですので、議案第9号についてお諮りします。

議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第9号は原案のとおり決定します。

○議案第10号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」

○川嶋小林委員 続きまして、議案第10号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」の説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第10号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成28年度の事業対象の点検及び評価について、別添の報告書のとおりとするため提案するものでございます。

説明については、別添の資料で行わせていただきたいと思います。

この報告書につきましては、教育委員会が平成28年度に実施した事務事業の取り組みについて、教育長、教育委員、学識経験者を交え点検・評価を行いまして、事務事業の改善や見直しを進め、効果的、効率的な教育施策の推進に資するため、とりまとめたものでございます。

今年度につきましては、平成30年1月23日に白井市教育委員協議会を開催しまして、平成28年度に実施した事務事業のうちの10事業について点検・評価をしていただいたところでございます。

市では、平成28年度から、白井市第5次総合計画、前期基本計画、実施計画がスタートしていることから、今説明したとおり教育委員会では、今回の平成28年度分事務事業の点検・評価から方法の変更を行いまして、それまでは全事業について行っていた点検・評価を、あらかじめ事務局において選定しました事業の点検・評価を行うこととしまして、全ての事務事業の点検・評価は、平成32年度までの前期基本計画、実施計画期間の計画期間内において順次行うこととしまして、今年度は10事業について点検・評価を行ったところでございます。

報告書1枚目をおめくりいただけますでしょうか。

右側のページ、目次になりますが、今説明をさせていただいたとおり、今年度については、全事業ではなく、あらかじめ選定した10事業の点検・評価を行ったことから、第3章、点検及び評価結果では、前年度においては、教育大綱の基本目標を踏まえた視点ということで点検・評価を行っており

ましたが、今年度は点検・評価を実施しました10個の事業につきまして、その内容を掲載させていただいている状況でございます。

それでは、1ページをご覧ください。第1章、教育大綱になります。

平成28年5月に策定しました教育大綱については、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱というだけでなく、平成28年度からスタートした白井市第5次総合計画、前期基本計画では、学習教育分野における基幹計画にも位置づけられていることから、第1章として教育方針及び基本目標を示させていただいたものでございます。

2ページでは、第2章、点検及び評価方法について掲載をさせていただいております。1、点検及び評価の対象では、第5次総合計画、前期基本計画の主要事業である重点戦略事業8事業、分野別計画事業28事業の36事業を対象とする旨、記載をしています。

2、点検及び評価の実施体制では、毎年、重点戦略事業及び分野別事業の中から選定した事業の点検・評価を実施し、全ての事業は平成32年度の前期実施計画の計画期間内において順次行っていくこととしており、方法としては、事前に担当課で自己評価を行った事務事業評価シートをもとに、教育長、教育委員、学識経験者の7人による白井市教育委員協議会において実施する旨を記載しているところです。

3、点検及び評価の観点につきましては、各事業の必要性、有効性及び効率性の観点から、事業の点検・評価を実施しまして、その上で事業の課題などを抽出し、改善により期待される効果について検討する旨を期待しているところでございます。

3ページから9ページには、参考としまして、白井市第5次総合計画、前期実施計画の事業一覧を掲載しています。

また、10ページには、教育委員会の点検・評価対象事業一覧としまして、36の事業の一覧として載せさせていただいております。

11ページから22ページまでが、第3章の点検及び評価結果としまして、今年度に点検・評価を実施しました10個の事業につきまして、(1)事業概要、(2)主な意見、(3)課題及び見直し、(4)評価について、それぞれ記載をさせていただいております。22ページが、それぞれの事業について記載をさせていただいたところでございます。

23ページから26ページまでについては、参考資料としまして、教育委員会の活動状況について。また、28ページ以降については、今回28年度の事務事業評価シートを添付させていただいているところでございます。

この報告書につきましては、本日の定例会において議決をいただき、その後、市議会への提出、また市ホームページ等での市民の皆様への公表等を行う予定としています。提出、公表まで若干の期間、この内容について再度見直しを行いまして、修正等をさせていただきながら公表に臨んでいきたいと思いますが、その際、若干の修正については事務局のほうで修正をさせていただきたいと思っておりますので、あわせてご承認をいただければと思います。

説明は以上になります。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 済みません。ちょっと言葉なのですけれども、11ページの放課後子ども教室事業で、

下から5行目です。地域が崩壊していたりというふうに書かれているのですけれども、具体的には、どういう意味を指しているかを教えてください。何となく、わかるといえばわかるのですよ。文字として出すにはどうかなというふうに思うのですけれども、済みません、地域が崩壊しているという、ちょっとわかりやすく教えてください。

○岡本教育総務課長 地域が崩壊って、ちょっと危ない表現だと思うのですが、隣近所のつき合いがなかなか最近薄くなってきたりということだというふうには理解をしているところです。

○石亀委員 では、地域のつながりが希薄であるとか、そういうような意味ということですか。崩壊という言葉でなければいいかなと思います。単純に、それだけです。

○岡本教育総務課長 そういった部分を含めまして、今後、そういった言葉については再度確認させていただきたいと思います。

○井上教育長 これは、こういう意見があったということですよ。この間の点検・評価のときに、委員の中から、この発言があったのをそのまま載せているのですよね。

○石亀委員 そうしたことなのですね。それはわかりました。私が欠席していたのでごめんなさい。例えが悪いということではなく、済みません、これを表に出すのであればということです。

○染谷教育部長 今回、この点検・評価が大変おくれた時期、この時期になってしまいました。これは、本当は昨年中にやって、皆さんの議事録を十分修正をさせていただいた後、ここに載せていくのですけれども、それがちょっと間に合わない状況で、テープ起こしをしたもので載せていますから、皆さんのところでこれから議事録も配付しますので、そこで修正されたものをもう一回見直す、それから、これについても、修正が発言の中で必要なものは、一定の期間、議事録の修正の期間も含めて、そこまでに出していただければ修正のほうはさせていただきたいと思います。

大変不完全な状態で提案させてもらって大変失礼ですけれども、期間的に議会のほうに提出することも必要になってきますので、できるだけ早くまとめたいということで今回出させていただきました。今日配付ですから、皆さんは内容は見ていないと思いますので、持って帰っていただいて、よく内容を見ていただいて、不都合な点があれば事務局のほうへ指示をしていただきたいと思います。

また、修正については、事務局のほうで教育長の決裁を受け行いたいと思いますので、教育長のほうに一任をいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

以上でございます。

○高倉委員 ちょっと確認いいですか。進め方として、随分こなれていないように最初見えたのは理由わかったので、自分の発言だというものを議事録は議事録として、ただ、こちらに載せるものはこちらに載せるものとして、まとめというか、わかりやすくというか、もう文章として訂正したものを正式に出すという方向でよろしいのですか。

○染谷教育部長 そのとおりでございます。

要約になりますので、そのままストレートに載せるわけではございませんので、そこは、皆さんも自分の発言であれば、よく見ていただいて要約した形で訂正をしていただければと思います。

○石亀委員 同じようなことなのですから、言葉でいうと、サラッとそれほどでもないけれども、そのまま文字になると、ちょっと印象がまた変わってくところもありますので、自分たちもちゃんと見なくてはいけないとは思うのですが、その辺は目で見るものというもので、私たちがちゃんと点検、自分たちで発言には責任を持つことだと思うのですが、やっぱりどうしても書き言葉と話し言葉

というのは違うべきなのかなというふうにも思ったりしますので、そのあたりは、お互いブランドコミュニケーションをとりながらやっていけたらと思います。

言ったのだからということは、私たちも今までの議事録見て、自分たちも、こんなことを言っていたのだというようなことはいっぱいありますので、ただ、それを言われたことなので直すのはどうかというお考えであれば、それはもう全然全くそんなことはなくて、そういうふうに言っていることをそのまま載せるのはどうかなと思われることがあれば、もうバサバサ直していただいて、どちらかというの意味が通るような言葉にさせていただいて、誰が見てもスッと抵抗なく入っていくようなふうにする、すごい本当に、品川さんとか中村さんとかに本当に申しわけないと思うのですがけれども、一緒にやっていけたらいいなと思います。よろしくをお願いします。

○染谷教育部長 全ての発言を抜き出してありますので、要らないものは切りますし、同じような発言はまとめて修正をしたいというふうに思いますので、趣旨が伝わるような形で修正のほうはさせていただきますと思います。

○川嶋委員 ほかにはございませんか。

では、ご自身の発言等につきまして、何かありましたら事務局のほうにご自身で報告ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 では、議案第10号についてお諮りします。

議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「修正をして」と言う者あり〕

○川嶋委員 では、修正をして、教育長に修正は一任ということで、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 承知しました。

○川嶋委員 以上で議決事項を終わります。

○報告第1号 「専決処分について」

○川嶋委員 次に、報告事項についてお願いします。

報告第1号「専決処分について」の説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 じゃあ、済みません、報告第1号になります「専決処分について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、昨年8月に策定されました白井市補助金のあり方基本方針に基づきまして、白井市教育委員会行政組織規則第10条第1項の規定により、各種補助金の交付要綱の形式の見直しについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご覧ください。

昨年策定されました白井市補助金のあり方基本方針では、事務手続の整理として、補助金交付要綱は統一した要綱のひな型をもとに策定し、事務手続の透明性と情報共有を図るとありまして、今回、この規定に沿って要綱の形式の見直しを行いました教育委員会所管の補助金交付の一覧でございまして、全部で16本の補助金交付要綱の見直しを行ったところでございます。

今回、要綱の形式の見直し以外の補助率の見直し等の改正については、順次、個別の議案として提案をさせていただいておるところでございます。

資料の2枚目以降は、資料ナンバー1、児童・生徒派遣費補助金から、順次、見直し後の要綱を添付させていただいているところでございます。

説明は以上になります。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

では、質問等ないようですので、報告第1号について終わります。

非公開案件 ○議案第11号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」

非公開案件 ○議案第12号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 ○報告第3号 「準要保護児童・生徒の認定について」

○川嶋委員 以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については井上教育長にお願いいたします。それでは、井上教育長、よろしく申し上げます。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。これより、私のほうが会議を進行いたします。

○その他

○井上教育長 それでは8、その他でございます。その他、何かありましたらお願いいたします。

○岡本教育総務課長 済みません。もう時間も押していますので、前回もそうだったような気がするのですが、今後の予定という形で資料だけ整えておりますので、そちらのほうの資料のほうを確認していただきたいと思います。済みません。A4の横版で、今後2月、3月の予定を載せさせて、今、配らせていただいております。

そちらのほうの中で、来週16日なのですけれども、市町村教育委員研究協議会の研修会が東京都のほうでございます。こちらについて、委員さん4名出席の予定ですので、出発について、またちょっと事務局のほうと時間調整をさせていただきまして、新鎌ヶ谷駅ぐらいまでは送らせていただきたいというふうな形で考えておりますので、その後は電車で都内のほうに行ってくださいという形でお願ひしたいと思ひます。後日、また時間のほうの調整はさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

あと、もう1点なのですけれども、平成29年度の卒業式と30年度の入学式、小学校、中学校の日程がそれぞれ決まったということで、今回の卒業式と入学式のそれぞれの学校への出席の委員さんを決めさせていただきたいと思ひまして、日程のほうをお伺ひしたいと思ひます。調整をさせていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は、3月6日火曜日、午後2時からとなっております。

次回の議事の進行については川嶋委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後5時25分 閉 会